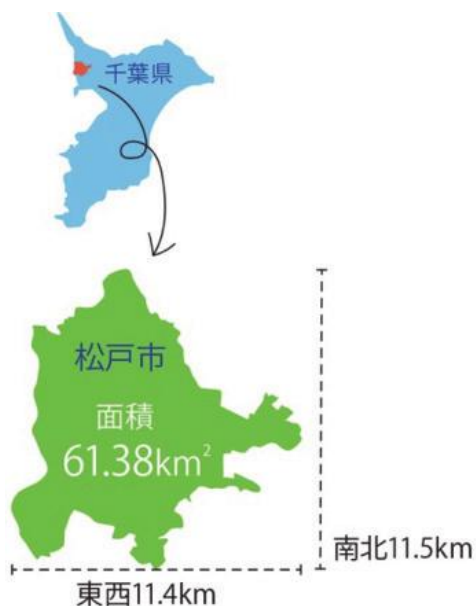


第1章

計画の概要

1. 第3次松戸市地域福祉計画の基本的な考え方
2. 松戸市地域福祉計画の位置づけ
3. 第3次松戸市地域福祉計画の期間
4. 地域福祉を推進するための基本単位〔圏域〕

【松戸市の位置と面積等】



【松戸の梨】

松戸市は梨の名産地です。市内にはたくさんの梨園があります。9月頃には甘くて美味しい梨が楽しめます。

※各章冒頭に掲載されている写真は、「ようこそ！松戸へ 松戸観光マップ」に準じています。

1 第3次松戸市地域福祉計画の基本的な考え方

■ 基本理念

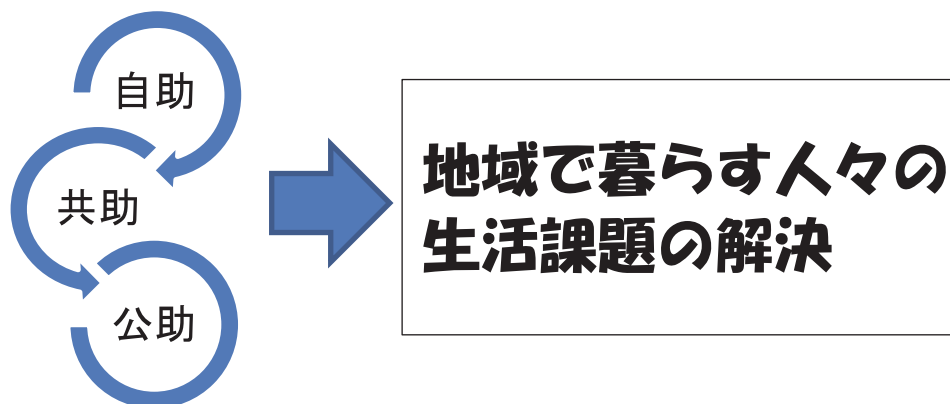
みんなで築く福祉のまち

誰もが住み慣れた家庭や地域のなかで、豊かな人間関係や社会関係を基盤として地域の個性を生かしながら、お互い助け合い、支え合う福祉の文化を市民みんなで培い、地域の福祉を推進していく必要があります。

このようにして、計画の基本理念をこれまで通り『みんなで築く福祉のまち』として、地域住民、町会・自治会、地域での市民活動団体、ボランティア*、NPO*、さらには社会福祉協議会や民間の事業者、民生委員・児童委員、行政などの連携と協働によって地域福祉を推し進めます。

■ めざす将来像

すべての市民が安心して住み良い地域社会



地域で暮らす人々の生活課題の解決には、住民の共通する課題のほか、特定の人にとっての個別課題があり、従来の福祉制度では対応の困難な問題が拡大していることから、地域を単位として支え合う仕組みが重要となっています。

そのため、本市の関係施策を横断した取り組みを進めるとともに、ボランティアや住民参加が主体の非営利・協働の組織や人間関係、インフォーマルの取り組みを一体的に展開できるよう取り組んでいきます。

.....
ボランティア：社会の課題解決のため、個人の自発的な意思に基づき、原則として無償で活動を行う人のことです。一般的に、「自発性」、「社会性」、「無償性」が挙げられます。ボランティア活動を行い、その対価として金銭を得る活動を「有償ボランティア」と呼ぶ例もあります。

NPO：継続的、自発的に社会貢献活動を行う、営利を目的としない団体の総称です。「NPO 法人」という場合には、特定非営利活動促進法に基づき法人格が付与された特定非営利活動法人です。

2 松戸市地域福祉計画の位置づけ

「松戸市地域福祉計画」は、社会福祉法第107条に定められた、市町村地域福祉計画として策定する計画です。誰もが住みなれた地域での支え合いにより、安心して幸せな生活を送るために、地域福祉推進の主役である市民や社会福祉関係の事業者、そして社会福祉活動の担い手が行う地域での取り組みや市の支援策についてまとめたものです。

社会福祉法（抜粋）

（福祉サービスの基本的理念）

第3条 福祉サービスは、個人の尊厳の保持を旨とし、その内容は、福祉サービスの利用者が心身ともに健やかに育成され、又はその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように支援するものとして、良質かつ適切なものでなければならない。

（地域福祉の推進）

第4条 地域住民、社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者（以下「地域住民等」という。）は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

- 2 地域住民等は、地域福祉の推進に当たっては、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防（要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。）、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題（以下「地域生活課題」という。）を把握し、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関（以下「支援関係機関」という。）との連携等によりその解決を図るよう特に留意するものとする。

（市町村地域福祉計画）

第107条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

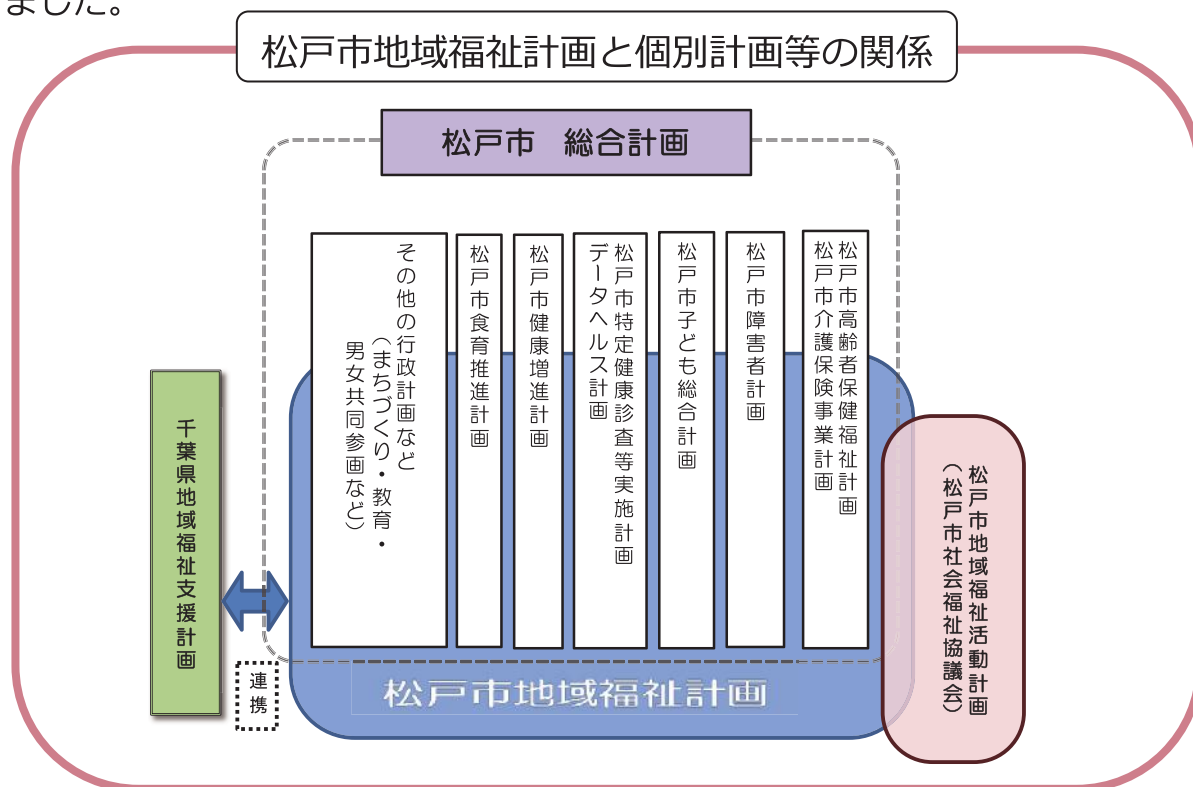
- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
 - 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
 - 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
 - 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
 - 五 前条第一項各号に掲げる事業を実施する場合には、同項各号に掲げる事業に関する事項
- 2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。
 - 3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

(1) 個別計画との関係

本市では、平成10年に、「松戸市総合計画*」を策定しました。この総合計画は、将来の本市の発展方向を展望し、21世紀の新たな時代に向けて推進すべき基本的方向を「基本構想」とし、基本構想の実現のために必要な施策の方向を体系的に整理するものとして「基本計画」を策定しています。

また、健康福祉分野の行政計画として、「第7期松戸市高齢者保健福祉計画・第6期松戸市介護保険事業計画(いきいき安心プランVまつど)*」、「松戸市障害者計画*」、「松戸市子ども総合計画*」、「松戸市健康増進計画(健康松戸21Ⅲ)*」、「松戸市食育推進計画*」、「松戸市国民健康保険保健事業計画第2期データヘルス計画*」、「松戸市国民健康保険第3期特定健康診査等実施計画*」が策定され、個々の計画に基づいて施策がすでに展開されています。

この「松戸市地域福祉計画」については、「松戸市総合計画」を上位計画とし、これまでの健康福祉分野の個別計画との整合、連携を図り、地域福祉の推進を図るものですが、地域福祉を推進するためには、健康福祉分野のみでなく、まちづくりや教育、男女共同参画など各行政計画との整合、連携が欠かせません。「松戸市地域福祉計画」は、これらの計画を内包し、横断的につなぐ計画となります。また、平成29年度の社会福祉法改正により、地域福祉計画は「福祉の各分野における共通事項を定め、上位計画として位置づける」と定められました。



(2) 千葉県“地域福祉支援計画”との関係

千葉県は、社会福祉法第108条に基づき、県内市町村の地域福祉を推進するために県としての支援事項等を明記した「第三次千葉県地域福祉支援計画」を平成27年度に策定しています。この支援計画では、住民が主体的に地域活動を進め、地域の一人ひとりを孤立させないよう、一人で問題を抱え込むことなく地域社会の構成員が連携して、地域住民の自助、互助の取り組みを進めていくことにより、その地域社会の再構築がなされ地域に活力が生まれ、地域への愛着と将来への希望が醸成されていくとしています。「松戸市地域福祉計画」では、このような支援計画の理念も踏まえ、計画の見直しを行いました。

社会福祉法(抜粋)

(都道府県地域福祉支援計画)

第108条 都道府県は、市町村地域福祉計画の達成に資するために、各市町村を通ずる広域的な見地から、市町村の地域福祉の支援に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「都道府県地域福祉支援計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
 - 二 市町村の地域福祉の推進を支援するための基本的方針に関する事項
 - 三 社会福祉を目的とする事業に従事する者の確保又は資質の向上に関する事項
 - 四 福祉サービスの適切な利用の推進及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達のための基盤整備に関する事項
 - 五 市町村による第百六条の三第一項各号に掲げる事業の実施の支援に関する事項
- 2 都道府県は、都道府県地域福祉支援計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、公聴会の開催等住民その他の者の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。
- 3 都道府県は、定期的に、その策定した都道府県地域福祉支援計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該都道府県地域福祉支援計画を変更するものとする。

松戸市総合計画：「基本構想」「基本計画」「実施計画」により構成しています。「基本構想」は、市の発展方向を展望し、21世紀の新たな時代に向けて推進すべき基本的方向を明記するもので、期間は、平成10年度から平成32年度までの23年間です。

「基本計画」は、基本構想の実現のために必要な施策の方向を体系的に整理するもので、後期基本計画の期間は、平成23年度から平成32年度までの10年間です。「実施計画」は、基本計画に揚げられた施策を個別事業にまとめ、財政的な裏付けをもたせた短期的な事業計画です。

松戸市高齢者保健福祉計画・松戸市介護保険事業計画：高齢者保健福祉計画は、市町村が将来必要な高齢者保健福祉サービスの量を明らかにし、その提供体制を計画的に整備するための計画です。介護保険事業計画は、市町村が策定する介護保険の保険給付を円滑に実施するための計画です。介護保険事業計画を包括する総合的計画として位置づけられる高齢者保健福祉計画と介護保険事業計画は整合性をもって作成することが必要であることから、本市では、高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画の改訂を行い、「いきいき安心プランまつど」の名称で策定しています。

松戸市障害者計画：障害者基本法に基づく法定計画であり、市が取り組むべき今後の障害者施策の基本的事項を定めるものです。

松戸市子ども総合計画：子ども・子育て支援法に基づいた事業計画、並びに松戸市次世代育成支援行動計画を継承した子ども・子育て支援の総合計画となり、平成27年度から平成31年度までの5年間を計画期間と定めています。

(3) 松戸市社会福祉協議会“地域福祉活動計画”との関係

社会福祉法第109条においては、市町村に設立された社会福祉法人*である松戸市社会福祉協議会(以下「市社協」という)が、地域福祉推進の中核的な担い手として明確に位置付けられています。

市社協が策定する「松戸市地域福祉活動計画(以下「活動計画」という)」は、地域住民や民間団体が主体となって地域福祉の推進を計画的に行うための活動・行動計画の性格を有しています。

他方、「松戸市地域福祉計画」は、市民と行政の協働により実現を目指す地域福祉の理念と体制づくりの指針を示すもので、行動計画である市社協の「地域福祉活動計画」の一つの方向性を示します。よって、それぞれの計画においては、その理念や地域福祉推進の方向性などについて共有することが望まれ、見直しに当たって市社協と連携し、両計画の整合性を図っています。

社会福祉法(抜粋)

(市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会)

第109条 市町村社会福祉協議会は、一又は同一都道府県内の二以上の市町村の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であって、その区域内における社会福祉を目的とする事業を営業者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、指定都市にあつてはその区域内における地区社会福祉協議会の過半数及び社会福祉事業又は更生保護事業を営業者の過半数が、指定都市以外の市及び町村にあつてはその区域内における社会福祉事業又は更生保護事業を営業者の過半数が参加するものとする。

- 一 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- 二 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- 三 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- 四 前三号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

2～6 (略)

松戸市健康増進計画(健康松戸21Ⅲ)：松戸市における健康増進計画であり、市民が10年後も健康を維持・増進していくための計画です。

松戸市食育推進計画：市民が「食の大切さと郷土のすばらしさを知り、生涯を通じて健やかに生きる」ことを目的とする、市の施策などを示した計画です。「みんなで考え、できることから始めよう」をキャッチコピーとしています。

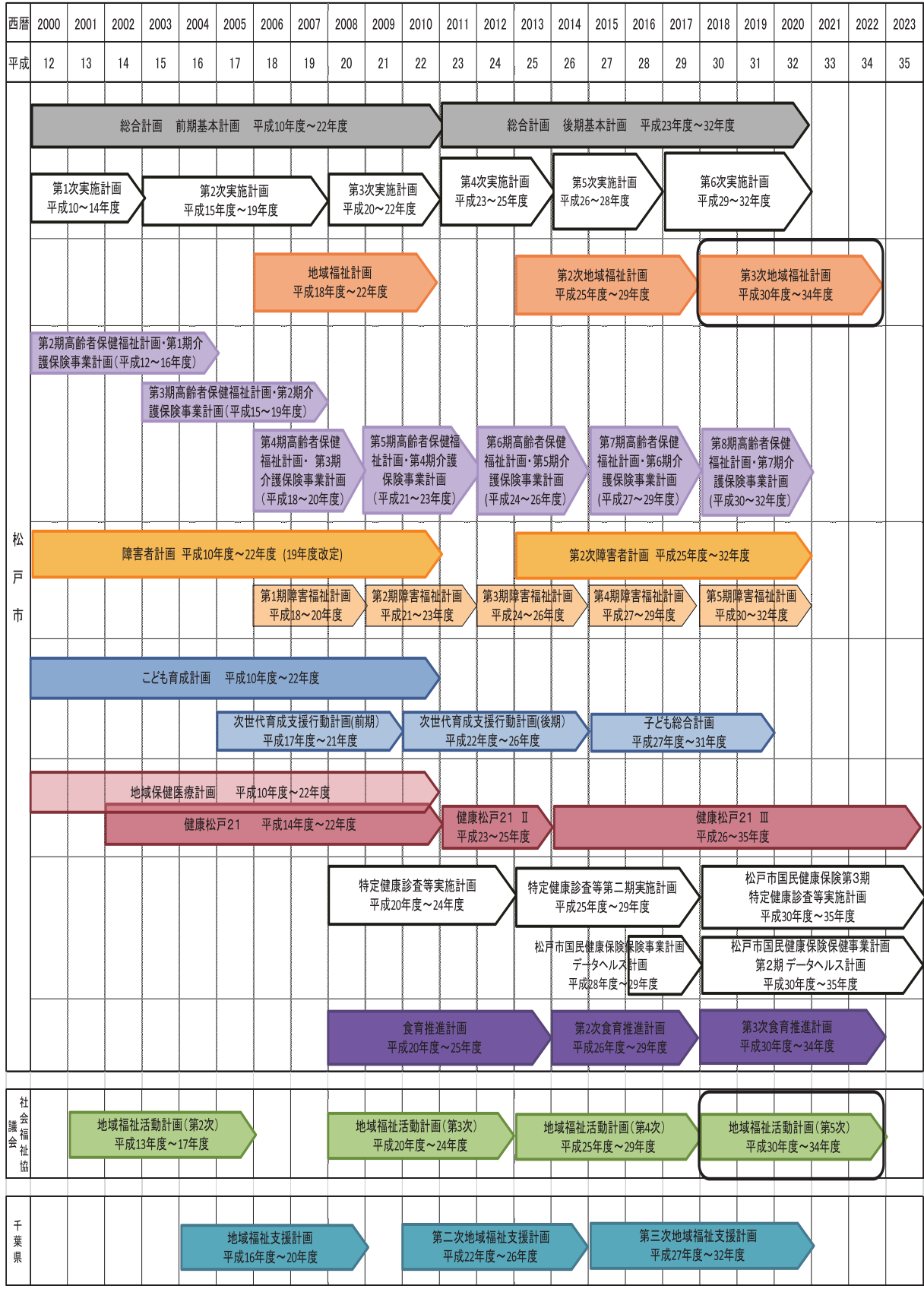
松戸市国民健康保険特定健康診査等実施計画：国民健康保険の保険者である市が、健康と長寿を確保しつつ医療費の抑制にも資することを目的に、生活習慣病を中心とした疾病の予防を重視し、被保険者に対して、糖尿病等の生活習慣病に関する健康診査(特定健康診査)及び健康診査の結果により健康の保持に努める必要があるものに対する保健指導(特定保健指導)を実施する体制について定める計画です。

松戸市国民健康保険保健事業計画データヘルス計画：「国民健康保険法に基づく保健事業の実施等に関する指針」に基づき、松戸市国民健康保険加入者の健診データ及び医療データの分析を基に作成した計画です。

社会福祉法人：社会福祉事業を行うことを目的として設立される法人。設立目的を考慮して法人税が非課税となるなど、大幅な税制上の優遇措置が講じられ、寄付金などの収入も認められています。

3 第3次松戸市地域福祉計画の期間

第3次松戸市地域福祉計画の計画期間は、平成30年度からの5か年です。



4 地域福祉を推進するための基本単位〔圏域〕

すべての市民が住みなれた地域でいつまでも安心した暮らしを続けていくためには、できるだけ身近な場所で支え合う仕組みづくりが必要になります。よって、地域福祉の推進にあたっては、これまでのように地域の方の生活に密着した生活圏を踏まえた推進の単位を設定します。

(1) 基本福祉圏【松戸市全域】

千葉県地域福祉支援計画では、市町村域を「基本福祉圏」としています。本市においても、市域全体を「基本福祉圏」とし、地域福祉の総合的な推進、調整を行っていきます。

(2) 地域福祉推進地区【15 地区社協の地区割】

地域福祉を推進するには、一般的には人口2万人ぐらいの中学校区や人口1万人ぐらいの小学校区がひとつの地区として想定されていますが、「松戸市地域福祉計画」では、人口や交通、さらには福祉施設や福祉団体などの社会福祉資源の配置などを考慮して、市内にある15地区社協の地区割をその単位とし、「地域福祉推進地区」として設定します。

「第7期松戸市高齢者保健福祉計画・第6期松戸市介護保険事業計画（いきいき安心プランVまつど）」において設定される日常生活圏域*においても、この地域福祉推進地区の整合を図っています。

日常生活圏域：高齢者が住み慣れた地域で適切なサービスを受けながら生活を継続できるように、地理的条件・人口・交通事情その他の社会的条件、介護給付等対象サービスを提供するための施設の整備状況などを総合的に勘案し、地域の特性に応じて市町村内を区分したものです。